

子ども医療費助成制度

龍郷町では令和3年4月1日から18歳に達する日以降最初の3月31日までにある子ども（高校3年生まで）の保護者に対し、保険内診療一部負担金の額を全額助成します。（※食事代等の保険適用外は除きます。）

ただし、高額療養費や付加給付金等、他の医療給付を受けた場合は、その額を差し引き、助成します。

※学校内での負傷（部活含む）による受診はスポーツ保険優先となります。二重請求を防ぐため、医療機関を受診する際は受給資格者証の提示は行わず「スポーツ保険を申請します。」とお伝えください。その後、各学校の保健の先生に相談し、申請手続きをしてください。

（二重払いになった場合は、返還手続きをしていただく必要があります。）

助成対象となる子ども（※所得制限はありません）

★龍郷町内に住む高校3年生までの子ども

★健康保険に加入している子ども

※ただし、下記に該当するものは除きます。

- ・生活保護法による保護を受けている子ども
- ・重度心身障害者医療費助成の対象である子ども
- ・ひとり親家庭医療費助成の対象である子ども

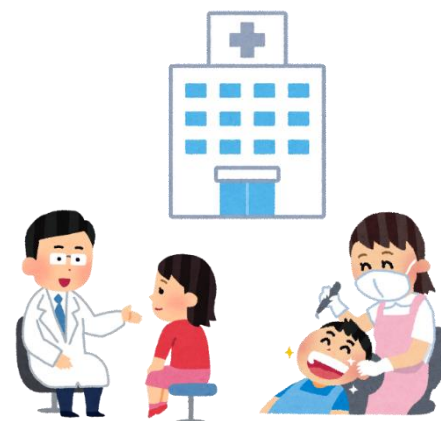
受給者証の交付

受給者証の交付手続きに必要なものは以下のものです、

★お子様の健康保険証（コピー可）

★印鑑（認め印可）

★通帳（コピー可）



助成金支給申請方法

★県内の医療機関を受診した場合

医療機関の窓口で受給資格者証を提示し医療費を支払うと、医療機関を通じて町に申請されます。

助成金は最短で診療月の2か月後に指定口座へ振込となります。

★県外の医療機関を受診した場合

領収書・印鑑（認め印可）を子ども子育て応援課の窓口にお持ちいただき、

支給申請書（役場で記入）と共に提出してください。

児童手当の手続き（共済組合以外）

原則、所得が高い方が請求者になります。手続きに必要なものは以下のものです、

★請求者名義の預金通帳（コピー可）

※次の場合は窓口での届出が必要です

届出が必要な場合	届出に必要なもの
健康保険証が変わったとき 転居したとき	お子様の健康保険証 印鑑（認め印可） 子ども医療費助成金受給資格者証
振込口座を変更するとき	同居する保護者の預金通帳 印鑑（認め印可）
受給資格を喪失するとき 龍郷町外へ転出するとき 生活保護や他の医療費助成（重度心身障害医療費、ひとり親家庭医療費等）を受けるとき	印鑑（認め印可） 子ども医療費助成金受給資格者証